



富山県で農業を はじめませんか。

あなたのやる気を応援します!!



平成30年6月

公益社団法人 富山県農林水産公社



目次

I 独立・自営就農をめざす方に

II 農業法人に就農を希望する方に

III 充実した支援制度をうまく活用しよう

IV 応えます、あなたの就農相談

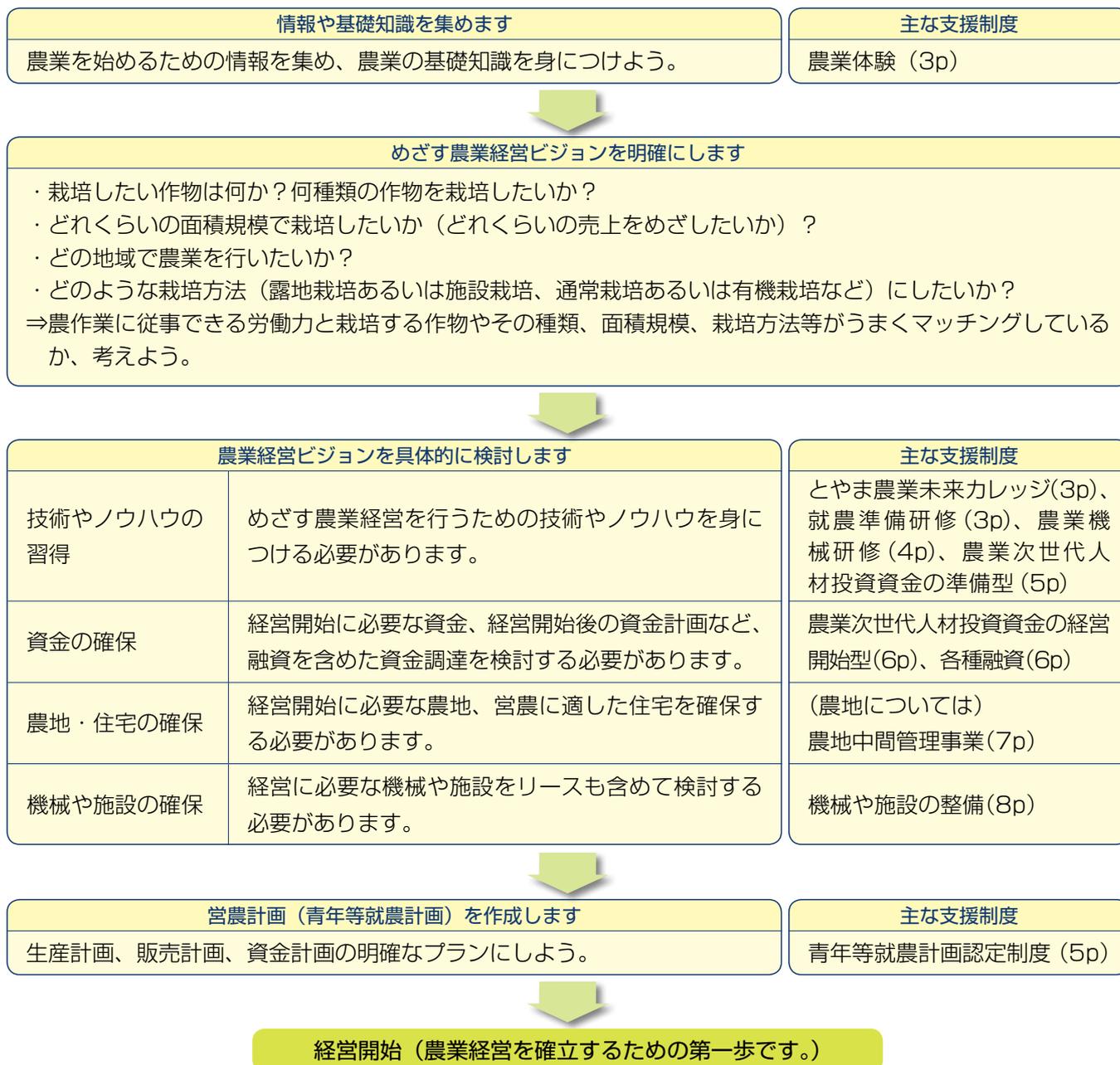
就農には、①独立して自営で経営を開始する、②従業員として農業法人（企業的な経営を行っている法人格を有する組織）に就職する、という大きく2つのスタイルがあります。

それぞれの特徴をよく見極め、自分に合った就農スタイルを考えることが大切です。

I 独立・自営就農をめざす方に

新たに農業経営を始めるためには、農地や資金の確保、技術の習得など乗り越えなければならないことがいくつもあります。決して簡単な道のりではありませんが、一つ一つ確実にクリアしながら、無理のない就農へと結びつけていきましょう。

就農までの道のり



Ⅱ 農業法人に就農を希望する方に

農地の確保や施設・機械の整備、運転資金等が必要となる独立・自営就農される方に比べ、農業法人に就職される方が増えてきています。

1 情報収集をしましょう

農業法人に就職するためには、まず求人情報を知ることが大切です。

富山県農林水産公社や富山県農業会議では、ホームページで県内の農業法人の求人情報の提供を行っているほか、無料職業紹介事業を行う事業所として、常時、就農相談等に応じています。

2 農業法人ではこうした人を求めています

農業に対するやる気や熱意、植物や動物が好き、健康や体力はもちろんのことですが、農業法人の経営者は、就農時に基礎的な知識や技術を身につけていることを望んでいます。富山県が行ったアンケート調査(H25年実施)では、「就農前に勉強しておいてほしい」と回答した農業法人の経営者が9割近いという結果も出ています。

こうした中、県内で就農をめざす皆さんに1年で本県の気候、土壌などの営農条件に即した農業の基礎を身につけてもらうため、「とやま農業未来カレッジ」を開設していますので、ぜひお勧めします(3p)。

また、近年、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営の多角化に取り組む農業法人が増えてきており、新商品の企画・開発や販売先の新規開拓など農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人も求められています。

3 社会保障等が充実しています

社会保障

厚生年金、健康保険、労災保険、雇用保険等の適用により事故や疾病の際の不安などが解消されます。

農業法人に就職した場合、身分は被雇用者となり、社会・労働保険の加入の手続き等の事務処理は農業法人側で行うこととなります。

就業条件が整備されています

給与制、休日・労働時間、退職金制度等の就業条件が整備されています。

Ⅲ 充実した支援制度をうまく活用しよう

富山県では、新たに就農を目指す皆さんのお手伝いをするため、就農前や就農後の段階に応じて支援制度を設けています。うまく活用して、無理のない円滑な就農につなげていきましょう。

知識や技術の習得

1 先進農家等での農業体験

「農業体験をしてみたい」「将来就農を目指したい」と思う方を対象に農業がどのような仕事であるか、就農にはどのような準備が必要か、などを理解していただくための農業体験を中心とした制度です。

区分	対象	内容
農業体験	大学生、社会人	希望作目（米、野菜、果樹、花き、畜産等）に合った先進農家等での5～30日間の実地体験研修
就農啓発 (緑の学園)	高校生	希望に応じた先進農家等での9泊10日のファームステイによる体験研修と1泊2日の集合研修 (ファームステイに替えて通所も可)

※受入先進農家等への謝金及び研修者の傷害保険対応を支援します。

●詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課までお問い合わせください。

2 就農準備研修（申請窓口：市町村）

市町村又は県から青年等就農ビジョンの認定を受けた就農予定者等を対象として、めざす農業経営に必要な技術・経営を習得するための先進農家等での実践的な研修制度（研修期間：1～2年）です。

※受入先進農家等への謝金及び研修者の傷害保険対応が支援されます。

※青年等就農ビジョンは本県独自の制度であり、青年等就農計画に準じるものです。

3 とやま農業未来カレッジ

「とやま農業未来カレッジ」では、富山県内の主な農作物の栽培等の基本を学ぶ座学や、先進農家のほ場等で実践力を高める実習、資格取得が可能な機械演習を組み合わせた体系的なカリキュラムを受講することができます。

(1) 通年研修の概要

●研修の特色

年間1,370時間程度の研修を実施（1日4講義×90分の研修を基本）

- ・座学講義：基本を重視し、栽培から流通・販売にいたる農業に関する幅広い基礎的知識を学びます。
- ・作物実習：県の主要農作物を栽培する先進農家や研究機関のほ場で、実践的な経営における栽培技術を学びます。
- ・機械演習：農耕用大型特殊自動車運転免許等の農作業に必要な資格取得のほか、トラクタ等の操作や点検・整備について学びます。

●進路指導・卒後支援

- ・就農に向けた相談や就農に関する各種情報の提供、就農計画の作成など卒業後の進路について個別の指導を行います。
- ・農業法人等への就職支援、自営就農を目指す研修生への支援、専門的知識・技術の習得を目指す研修生への支援等を行います。

●研修講師

- ・カレッジ専任指導員や富山県の研究員・普及指導員、農業高校教員等のほか、外部の専門講師等、充実した講師陣が指導にあたります。

●研修費用等

受講料：年額118,800円（予定） ※教科書代、実習教材費、被服費等は別途負担

(2) 平成31年度通年研修生の募集概要

- 募集期間 平成30年7月中旬～11月中旬 定員15名（最大20名程度）
- 応募資格 富山県での就農を希望し、1年間通学が可能であり、カレッジ卒業時点（平成32年3月末）で原則45歳未満の者
- 選考 平成30年12月上旬 作文及び面接による選考
- 結果発表 平成30年12月下旬 午前10時（予定）

※募集要項については、富山県農林水産公社とやま農業未来カレッジのホームページでお知らせします。



(3) 公開講座

- ・ 県内外の著名な講師を招いて、幅広く参加者を募る公開講座を年2回程度開催します。

(4) 既就農者向けの農業経営塾

- ・ 若手農業者等を対象に優れた経営感覚を備えた経営者を育成するため、12～2月に短期研修を実施します。（週2～3日 計21回程度（座学主体））

● 詳しくは、富山県農林水産公社とやま農業未来カレッジまでお問い合わせください。

4 農業機械の技能者養成研修

富山県農林水産公社 農業機械研修センターでは、新規就農者や担い手農家等を対象に機械利用に関する知識、技能習得のための研修を行っています。

研修名	内 容
1 農業機械士養成研修	[前期課程] 農耕用大型特殊自動車免許、農耕用けん引免許取得のための講習 [後期課程] 農業機械の構造・機能及び利用法についての知識・技能の習得 *前期・後期課程を通して「農業機械士」を養成
2 農業機械特別研修 ①農業機械初心者研修 ②オペレータ等再研修	女性・新規就農者等の初心者に対するトラクタ等の基本操作・簡易な点検整備技術の習得 集落営農組織のオペレータ等を対象に農業機械の効率的で安全な作業技能及び基本的な点検整備技能の習得
③新規開発機械等対応研修	新しく開発された農業機械等の知識及び利用技術の習得
3 農作業安全研修	農作業安全の知識及び技能の習得等

● 詳しくは、富山県農林水産公社農業機械研修センターまでお問い合わせください。

5 青年農業者育成基金事業

先進的な農作業管理や技術体系の導入等の取組みに対して支援します。

対象者	事業内容	助成内容	事業主体
農林振興センター所長の推薦を受けた概ね45歳までの青年農業者	農業機械の操作資格取得等	5万円と事業費の1/2の内、いずれか低い額	富山県農林水産公社
	県内外での研修等	同上 (※特に公社理事長が認めた海外研修の場合は、50万円と事業費の9/10の内、いずれか低い額)	
	首都圏等におけるマルシェやアンテナショップ催事、商談会等のイベント参加等	5万円と事業費の9/10の内、いずれか低い額 (※青年農業者の参加が5名を超える場合は、青年農業者1人当たり1万円×参加人数の額)	
	先進的な新技術体系やパソコンソフト経営管理技術の導入等	10万円と事業費の1/2の内、いずれか低い額	

● 詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

就農計画の認定

1 青年等就農計画の認定

青年等就農計画認定制度（18歳～65歳未満の者が対象）は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定する制度です。これらの認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対しては、多くの支援措置があります。

支援措置	対象者	18歳以上45歳未満で経営を開始する青年	特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
①農業次世代人材投資資金の交付（詳細5p）		○	×
②青年等就農資金（無利子）等の貸付け（詳細6p）		○	○
③新規担い手規模拡大支援事業（県単）の活用（詳細8p）		○	×
④経営体育成支援事業（国補）の活用（詳細8p）		○	○
⑤経営所得安定対策への加入（詳細8p）		○	○

青年等就農計画の主な内容

- ・ 将来の農業経営の構想を具体的に記載
いつ、どこで、どんな農業を始めるのか。何（水稻、麦、大豆、野菜、果樹、花き、畜産等）を、どれくらいの規模で作るのか、など。
 - ・ そのほか、労働力の確保、資金の調達、施設・機械の整備などの数年後の目標を記載
- 詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

2 青年等就農ビジョンの認定

農業次世代人材投資資金（準備型）の活用等により就農前に研修を行う場合は、市町村から青年等就農ビジョンの認定を受けてください。（とやま農業未来カレッジ生は県からの認定も可能）

記載内容は、青年等就農計画とほぼ同じとなっております。

- 詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

資金の確保

1 農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（準備型＝2年以内（特例：2年研修後、海外研修を行う場合は1年延長））に年間150万円、経営が不安定な就農直後（経営開始型＝5年以内）に年間最大150万円を交付する制度です。

①準備型（申請窓口：富山県農林水産公社）

（主な要件）

- ・ 市町村又は県から青年等就農ビジョンの認定を受けていること
- ・ 就農予定時の年齢が原則45歳未満であること
- ・ 独立・自営就農または農業法人等での雇用就農または親元での就農を目指すこと
- ・ 県が認定する研修機関や先進農家で概ね1年以上研修すること（とやま農業未来カレッジも対象となります。）

※ 以下の場合は返還となります。

- ア 適切な研修を行っていない場合
- イ 研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農しなかった場合
- ウ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農または雇用就農または親元への就農を継続しない場合
- エ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合または農業法人の共同経営者にならなかった場合

オ 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

※研修中は半年ごとに研修状況報告、研修終了後は、6年間、毎年7月と1月に就農状況報告を提出する必要があります。

●詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

②経営開始型（申請窓口：就農する市町村）

（主な要件）

- ・市町村から青年等就農計画の認定を受けていること
 - ・市町村が策定する「人・農地プラン」に位置づけられていること（見込みを含む）、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - ・独立・自営就農し、その時の年齢が原則45歳未満であること
 - ・親元就農の場合、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承し、新規作目の導入などの新たな取組をするか、親の経営から独立した部門を行うこと
- ※夫婦ともに就農する場合には1.5人分、複数の新規就農者が共同で法人を設立して経営を行う場合には人数分、が支給されます。

※以下の場合には（一時）休止となります。

ア 資金を除いた本人の前年の総所得（注）が350万円を超えた場合

（注）総所得：農業経営開始後の所得が対象です。

イ 適切な経営を行っていないと市町村が判断した場合

ウ 交付3年目の中間評価において経営の改善が見込みがたいと判断された場合

※以下の場合には返還となります。

ア 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合

イ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合

※交付期間中、毎年7月と1月に就農状況報告、交付期間終了後5年間毎年7月と1月に直近6ヶ月の作業日誌を提出する必要があります。

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

2 認定新規就農者に対する融資

農業用施設・機械を建設・購入する場合や長期運転資金が必要な場合などに利用できます。

①青年等就農資金（日本政策金融公庫）

資金対象事業	貸付対象者	貸付利率	償還期限（年以内）	据置期間（年以内）	貸付限度額	融資率（%）
・農地等の改良 ・農業経営用施設・機械等の改良、取得 ・長期運転資金 等	認定新規就農者	無利子	12	5	3,700万円 (特認1億円)	100

②農業近代化資金（農協等融資機関）

資金対象事業	貸付対象者	貸付利率（%）	償還期限（年以内）	据置期間（年以内）	貸付限度額	融資率（%）
畜舎、果樹棚等の施設の改良、造成又は取得、長期運転資金	認定新規就農者	0.30※	17	5	1,800万円	80
農機具の改良又は取得			10	5		

※平成30年3月現在の利率

その他、農地等の所有権や利用権の取得に活用できる経営体育成強化資金もあります。

●詳しくは、県農林振興センターまでお問い合わせください。

農地の確保

農業経営を開始するには、農地の確保も重要となります。

農地を利用する権利を取得するには、農地を購入する方法と農地を借りる方法がありますが、多額の資金や取得するための要件等から、多くの方は借りる方法をとっています。

<農地を利用する権利（利用権等）を取得するための要件等>

- ・取得する農地で必ず農業経営を行うこと
- ・農作業に常時従事すること
- ・取得後の経営規模が一定の規模を超えること（原則50アール） など

農地中間管理事業はこんな仕組みです！

中間管理事業とは、富山県知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構」（富山県農林水産公社）が、農地を貸したい農家（**出し手**）から農地を借入れ、規模拡大を図る農家（**担い手**、各地域の「人・農地プラン」で中心となる経営体）にまとめて転貸する仕組みです。取り組みを後押しするために、出し手に対して「経営転換協力金」「耕作者集積協力金」や「固定資産税の軽減措置」等があります。担い手に集積・集約化を図る地域へ支援する「地域集積協力金」等も活用できます。

出し手

- ◆公的機関が責任をもって農地を預かるので安心（対象農地は農業振興地域内）
- ◆賃借料は機構から口座へ確実に振込むので安心
- ◆人・農地プランの担い手が耕作するので安心
- ◆契約期間が終われば機構が継続手続き、又は農地をお返すので安心

農業をリタイアして
農地を貸したいけど...



詳しくは、市町村農業担当課へ



農地の確保にあたっては、上記の農地中間管理事業のほか、所有者と利用権等を設定する方法等もあります。

- 詳しくは、就農希望地の市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

住宅の確保

住宅は生産基盤と同様に確保しなければならない大切なものです。農地に近い方が作業上便利なのですが、家族の生活に合わせた場所で探ることが大切です。

- 適時、適切な栽培管理をするために、また、集落の人との融和を深めるためにも、できる限り取得農地の所在する集落に住宅を確保したいものです。
- なお、住宅については市町村の空き家情報のほか、くらしたい国、富山「定住交流促進サイト」
<http://toyama-teiju.jp/> の利用による情報収集を行ってください。

農業機械・施設の整備

営農計画に即して機械、施設の計画的な整備を支援します。

①新規担い手規模拡大支援事業

農業機械・施設等の整備に対する初期投資に係る負担を軽減することにより、計画的な規模拡大が実現できる経営基盤を整備し、早期に農業経営を確立できるよう支援します。

対象者	事業内容	助成内容	事業主体
認定新規就農者 (農業法人等から 独立就農する者も 対象)	就農に必要な農業用 施設・機械の整備	標準事業費 主穀作1,500万円、施設園芸2,000万円 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6)	市町村

②経営体育成支援事業

人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体が、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

対象者	事業内容	補助率	事業主体
地域の中心となる経営体 (認定新規就農者等)	農業用機械等の整備	国3/10以内 上限額300万円	市町村

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

経営所得安定対策等

国の経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金(ゲタ対策)と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)が実施されています。

認定新規就農者等、担い手になることでこのような対策に加入することができます。

その他、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金も実施されています。

事業名	対象作物	事業内容、交付単価
①畑作物の直接支払 交付金(ゲタ対策)	麦、大豆、そば等	(数量払) 品質に応じて単価が設定 (面積払) 20,000円/10a そばの場合13,000円/10a
②米・畑作物の収入 減少影響緩和対策 (ナラシ対策)	米、麦、大豆等	農業者の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国交付金と農業者積立金で補填
③水田活用の直接支 払交付金	麦、大豆、飼料作物等	(戦略作物助成) 麦、大豆、飼料作物：35,000円/10a WC S用稲：80,000円/10a 加工用米：20,000円/10a 飼料用米・米粉用米：収量に応じ55,000円～105,000円/10a

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

Ⅳ 応えます、あなたの就農相談

市町村相談窓口

窓 口	住 所	電話番号
富山市農政企画課	〒930-8510 富山市新桜町7-38	(076)443-2081
高岡市農業水産課	〒933-8601 高岡市広小路7-50	(0766)20-1308
魚津市農林水産課	〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1	(0765)23-1032
氷見市農林畜産課	〒935-8686 氷見市鞍川1060	(0766)74-8086
滑川市農林課	〒936-8601 滑川市寺家町104	(076)475-2111 (内353)
黒部市農業水産課	〒938-8555 黒部市三日市1301番地	(0765)54-2603
砺波市農業振興課	〒939-1398 砺波市栄町7-3	(0763)33-1111 (内425)
小矢部市農林課	〒932-8611 小矢部市本町1-1	(0766)67-1760 (内421)
南砺市農林課	〒939-1892 南砺市城端1046	(0763)23-2016
射水市農林水産課	〒939-0292 射水市小島703	(0766)51-6677
舟橋村生活環境課	〒930-0295 中新川郡舟橋村佛生寺55	(076)464-1121 (内22)
上市町産業課	〒930-0393 中新川郡上市町法音寺1	(076)472-1111 (内322)
立山町農林課	〒930-0292 中新川郡立山町前沢2440	(076)462-9973
入善町がんばる農政課	〒939-0693 下新川郡入善町入膳3255	(0765)72-3812
朝日町農林水産課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下1133	(0765)83-1100 (内234)

県農林振興センター相談窓口

新川農林振興センター 担い手支援課

〒938-0801 黒部市荻生3200

TEL(0765)52-0268

URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1630/index.html

魚津市、黒部市、入善町、朝日町

富山農林振興センター 担い手支援課

〒930-0088 富山市諏訪川原1-3-22

TEL(076)444-4521

URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1631/index.htm

富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町

高岡農林振興センター 担い手支援課

〒933-0806 高岡市赤祖父211

TEL(0766)26-8474

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1632/index.html>

高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

砺波農林振興センター 担い手支援課

〒939-1386 砺波市幸町1-7

TEL(0763)32-8111

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1633/index.html>

砺波市、南砺市

一般社団法人 富山県農業会議

農政課

〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 (富山県森林水産会館6階)
 TEL(076)441-8961 FAX(076)441-8654
 URL <http://www.tominou.com/>

公益社団法人 富山県農林水産公社

農業担い手育成課

〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 (富山県森林水産会館6階)
 TEL(076)441-7396 FAX(076)444-3851
 URL <http://www.taff.or.jp/>



とやま農業未来カレッジ

〒939-8153 富山市吉岡108
 TEL(076)461-3180 FAX(076)461-3185
 URL <http://www.taff.or.jp/nou/college/>



農業機械研修センター

〒939-2707 富山市婦中町東本郷101
 TEL(076)465-4424 FAX(076)465-5481
 URL <http://www.taff.or.jp/>





公益社団法人 富山県農林水産公社

富山県青年農業者等育成センター

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4-19(富山県森林水産会館6階)

TEL(076)441-7396 FAX(076)444-3851

e-mail nou6@taff.or.jp URL <http://www.taff.or.jp>